

平成21年度 第3回政治資金適正化委員会 議事録

(開催要領)

1. 開催日時：平成21年9月8日（火） 15時00分～16時15分
2. 場 所：中央合同庁舎第7号館西館 1114共用会議室
3. 出席委員：上田廣一、小見山満、池田隼啓、谷口将紀、牧之内隆久の各委員

(議事次第)

1. 開 会
2. 議 題
 - (1) 領収書等の記載事項に関する政治資金監査上の取扱いについて
 - (2) 政治資金監査報告書の記載例の追加について
 - (3) 政治資金監査に関するQ&Aについて
 - (4) 登録政治資金監査人の登録者数について
 - (5) 政治資金監査に関する研修について
 - (6) その他
3. 閉 会

(配付資料)

- 資料1 領収書等の記載事項に関する政治資金監査上の取扱いについて
- 資料2 政治資金監査報告書の記載例の追加について
- 資料3 政治資金監査に関するQ&A（その4）
- 資料4 登録政治資金監査人の登録者数
- 資料5 政治資金監査に関する研修の実施状況
- 資料6 政治資金監査に関する研修の実施計画について
- 資料A 収支報告書提出後の訂正における政治資金監査について
- 資料B 収支報告書の訂正手続きの現状について

(本文)

【上田委員長】 ただいまから、平成21年度第3回政治資金適正化委員会を開催いた

します。委員の皆様におかれましては、御多忙中のところ御出席を賜り、まことにありがとうございます。

議事に入る前に、事務局より人事異動の挨拶がありますので、お願いいたします。

【金谷事務局長】 7月14日付で丹下の後を受けまして、事務局長に就任いたしました金谷でございます。よろしくどうぞお願いいたします。委員の皆様方におかれまして、昨年の4月以降、マニュアルの策定、あるいは研修に関しまして、精力的に御審議いただきましてありがとうございます。

現在、来年1月からの具体的な実施に向け、いろんな課題をまた検討いただいておりますけれども、私どもも来年の1月から本格的な監査の実施に向けまして、全力で頑張っておりますので、御指導を引き続きよろしくお願いいたしまして、御挨拶とさせていただきます。よろしくどうぞお願いいたします。

【上田委員長】 ありがとうございます。

次に、平成21年度第1回委員会の議事録についてでございます。事前に各委員から御意見を賜ったものを事務局からお渡しさせていただきましたが、第1回委員会の議事録について、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【上田委員長】 御異議がないようですので、6年後の公表まで事務局において適切に管理していただきたいと思っております。

また、平成21年度第2回委員会の議事録については、お手元にお配りしておりますので、同様に、御意見等ありましたら事務局まで御連絡をお願いいたします。そして、次回の委員会でお諮りさせていただきます。

それでは、本日の第1の議題の「領収書等の記載事項に関する政治資金監査上の取扱いについて」、説明を事務局にお願いします。

【松崎参事官】 それでは、資料1を御覧いただきたいと思っております。「領収書等の記載事項に関する政治資金監査上の取扱いについて」でございます。

領収書につきましては、委員会でもこれまでもさまざまな角度から御意見をいただいておりますが、政治資金規正法上の領収書としましては、支出の目的、金額及び年月日、この3事項が記載されている必要があるということになっておりますので、これが記載されておられませんと、政治資金規正法上の領収書等に該当しないということになります。このことについて1で書いております。

これを踏まえまして、政治資金監査マニュアルにおきましては、監査の際に領収書等に3事項が記載されているかを確認していただく、それで3事項に欠ける領収書があった場合には、その旨を指摘するとともに、会計責任者等において領収書等の発行者に対し記載の追加や再発行を要請するなど、3事項を記載した領収書等を備えるよう求めることとしております。ここまでが現時点で、監査マニュアルで明らかにしているところでございます。

そこで次の3のところを今回新たにまとめているものでございますが、まず、3事項を記載した領収書を備えるよう求めるとしておりますが、それをしましてもなお、3事項を記載した領収書等がない、備えることができなかつたという場合にどうするかということでございますが、これは当該支出については領収書等亡失等一覧表に記載するよう会計責任者に求めるということになるわけでございます。

ただ、これまでもいろんな領収書について、実際に政治団体の方で徴収されているものについては、支出の目的が必ずしもきちっと記載されていないものもあるのではないかと、ただそういったものがあるとしても、当該支出については疑いがない、だれが見ても特段問題はないといったものもあるのではないかとということが考えられますので、そういったことにつきまして、ここでただし書きとしております。

支出の目的が記載されていないため、政治資金規正法上の領収書等に該当しない領収書が存在する支出については、例えば、会計帳簿に支出の目的が食事代と記載されている支出について、当該支出に係る領収書等の発行者に飲食店の名称が記載されている場合など、発行者情報を含む領収書等の記載事項と会計帳簿の記載事項との整合性がとれている場合は、領収書等亡失等一覧表に記載しないこととする。このようにしております。

監査におきましては、まずは2にありますように、きちっと政治団体において3事項を整えていただく、そういったものがきちんと記載されているものを備えていただく。ただどうしてもそれができなかつた、またそういったものについて、領収書等を見てもその支出に整合性がとれているというものは亡失等一覧表に記載しない、このような流れで実際の監査をしていただきたいと思いますと考えております。

それでなお書きを付しておりますが、監査人の方がどうしても御自身で判断がつかないというものがあつた場合には、適正化委員会の方に照会していただくということとしております。

資料1につきましては以上でございます。

【上田委員長】 この件につきまして、御質問や御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。これは今まで議論した分野でございますので、ないと思いますので、次に進ませていただきます。

次に、第2の議題の「政治資金監査報告書の記載例の追加について」、説明を事務局にお願いします。

【松崎参事官】 それでは資料2、「政治資金監査報告書の記載例の追加について」、御説明をさせていただきます。

収支報告書に支出が計上されていない政治団体の場合ということでございますが、これは実際、私どもの方に監査人の方から寄せられた質問としてあったものでございます。要は解散団体、収支報告書で支出がゼロだといった団体について監査を行った際、どのように監査報告書をまとめればよいかということをお問われたものに対して、このように回答したいというものでございます。

この支出が計上されていない団体につきましても、ここにごございますように、支出が計上されていないことを明確にしておくため、政治資金規正法上、当該団体の支出に係る書類として、会計帳簿は備えておいていただかなければいけないということでございます。

したがって、政治資金監査としては、会計帳簿と収支報告書に支出が計上されていないことを確認するということとなりますので、記載例として次の別紙のところに示しておりますが、この別紙の四角の中の2、監査の結果を御覧いただきたいと思っております。

ここの(1)でございますが、法第19条の13第2項第1号に規定する事項については、会計帳簿が保存されていたと。なお、政治資金監査の対象期間においては、〇〇〇〇に係る支出はなく、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書は存在しなかった。通常、当該年に支出がある団体につきましては、会計帳簿のほか、この領収書等、あるいは領収書等を徴し難かった支出の明細書など、このなお書き以下のところの文書も保存されているということとなりますので、これらも保存の対象となる文書の方に書くわけですが、支出がない団体についてはこれらが存在しないということで、このような書き方にしております。

(2)のところの記述は変えておりません。また、(3)のところの記述も変えておりません。

(4)のところでございますが、これは領収書等を徴し難かった支出の明細書についてでございますので、存在しなかったといったような書き方にしております。

このような監査の結果について、この（１）と（４）のような記載にしていれば、支出がなかった団体に対する監査報告書になるということでまとめております。

以上でございます。

【上田委員長】 この件につきまして、御質問あるいは御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。

ちょっと私から、要を得ない質問かも知れませんが、政治資金監査報告書は出してもらうわけですね。そうすると一応監査を受ける。監査人に対する報酬というのは領収書はないんですか。

【松崎参事官】 解散団体については監査報酬の支払いをいつ行うのかと。解散前に報酬を支払ってしまうのか、あるいは解散後に財余の財産から支払うのか、両方考えられますが、この当該年に支出が計上されていない団体については、この監査に対する報酬は解散後に、財余の財産から支払われたものであろうと推測するのかなと考えております。

なお、これまで解散している団体の中には、当該年に監査の報酬を支出で書いてあるところもあるやには聞いております。

【上田委員長】 そのほかに何か御質問ございますでしょうか。

これはこれでよろしゅうございますね。

（「異議なし」の声あり）

【上田委員長】 次に、議題第３、「政治資金監査に関するQ&Aについて」、説明を事務局にお願いします。

【松崎参事官】 それでは資料３、「政治資金監査に関するQ&A（その４）」ということで御覧いただきたいと思っております。左にこれまでのQ&Aからの通し番号として振っておりますので、この通し番号を御覧いただきながら、通し番号に沿って御説明をさせていただきます。

まず５９番でございますが、質問の方は、登録政治資金監査人が国会議員に係る公職の候補者から公職選挙法第１８０条の「出納責任者」に選任されている場合は、当該国会議員に係る公職の候補者の国会議員関係政治団体について、政治資金監査を行うことはできるかという問いでございます。

これにつきましては、前回の委員会におきまして、政治資金監査の業務制限には該当しません。出納責任者と当該国会議員関係政治団体の役職員を兼務するなど、法定の業務制限に該当する場合は監査を行うことはできない、要は後段のところは、法律に該当する

場合はできないという当たり前のことを書いていたんですが、これにつきましては委員会として、その出納責任者が監査人になることへお墨つきを与えるような形で受けとめられるのはまずいのではないかという御意見がございまして、そこで今回の案に変えております。今回は「政治資金監査の業務制限に該当しません」としております。その上でなお、この業務制限は外部性を確保するために設けられている、また、登録政治資金監査人の氏名が政治資金監査報告書で明らかになるということを明記しております。

続きまして60番でございますが、これは質問の方が、会計帳簿や収支報告書等に記載されておらず、領収書等も存在しない、そういった支出も発見しなければいけないのかということですが、そのような支出につきましては外形的に確認できませんので、その支出を発見することまでは求められていないということでございます。これまでも網羅性ということていろいろ御意見をいただいたところでございますが、当然これについてはそこまで求められていないということでございます。

続きまして61番ですが、これは領収書等につきまして、記載が訂正又は消去された痕跡のあるものについて、監査上どのように取り扱えばよいかということでございます。

回答の方では、そのような領収書等がある場合は、それが真正なものであるか会計責任者に確認するという、その前のところで、監査自体が第三者に対して調査や資料要求を行う権限までは付与されていないということを明らかにしております。

続きまして62番でございますが、これは監査の作業を期間で分割することは差し支えないかという質問でございます。

これにつきましては、監査自体は最終的に監査報告書として日付を振っていただいたものが出てきますので、その日付においてきちっと監査事項を確認していただくということが必要ですので、監査自体は対象期間が終了してから行うこととなります。「しかし」としまして、実際こちらの方で質問の趣旨としては、一定の期間ごとに会計帳簿と領収書等を照合するといったような、監査に向けた事前の準備ということではないかと思われまので、それを行うことは差し支えないということを回答にいたしております。

続きまして63番ですが、これは支出がどの預金口座から支出されているかについて、確認しなければならないかという問いでございますが、そこまで確認することは求められていないということ。

それから64番でございますが、会計責任者に対するヒアリングを監査マニュアルで手続として明らかにしているところでございますが、これについて必ず会計責任者から書面

をとらなければいけないのか、また確認に当たっては、証拠書類を提出させる必要があるのかということでございます。回答の方では、ヒアリングにおいて確認を求める場合、口頭による確認でも差し支えないとしております。また、確認に当たり証拠書類を提出させる必要があるのかということですが、ヒアリングの確認において、証拠書類を提出させることまでは求められていないということでございます。

続きまして3ページ目でございます。まず65番ですが、政治団体が振り込みの方法で支払いを行ったもので銀行からは振込明細書をとっているわけですが、それとは別に支出の相手方からも領収書等を徴収したというケースについて、振込明細書に記載された年月日と領収書に記載された年月日とが異なる場合、いずれの時点に記載すべきかという問いでございます。支出の相手方から領収書等を徴収した場合には、この領収書の日付で記載をしていただくということでございます。

法律の方を読んでいきますと、振り込みの方法によって振込明細書と支出目的書でいいというのは、領収書を徴し難い事情がある場合にそういった方法がとれるという書き方になっておりますので、領収書等を徴収した以上は、その領収書で記載をしていただくということになるものでございます。

続きまして66番ですが、政治団体の事務職員に物品を購入する目的で資金前渡しを行って、その後、事務職員が物品を購入した場合、支出の年月日及び支出を受けた者はどうなるのかということでございますが、これは、当該事務職員はその政治団体の手足職員として、手足として行動していることとなりますので、この資金前渡しは政治団体内部の事務処理である。したがって支出を受けた者は事務職員ではなくて、物品を購入した相手方、支出の年月日は物品購入時点にあるということでございます。

次に67番ですが、似たようなケースで、今度は事務職員が立替えて払った場合はどうかということですが、立替えて払った場合、職員が物品を購入する、その後、政治団体から物品購入相当分がその事務職員に精算をされるわけですが、その精算自体はやはり政治団体内部の事務処理であるということで、支出を受けた者は物品を購入した相手方、年月日は物品購入時点が記載されるというものでございます。

資料3につきましては以上でございます。

【上田委員長】 この件につきまして、御質問や御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。

牧之内委員、どうぞ。

【牧之内委員】 この59番の後段の方ですが、「設けられており」ということまではわかる。その後の2行、これはどういう意味を持たせようということを書かれたんでしょうか。

【上田委員長】 参事官。

【松崎参事官】 出納責任者を監査人にするにつきましては、法律上はこの前段のところにありますように、業務制限に該当しないということですが、それについてはやはり、当該公職の候補者との関係について第三者というんでしょうか、外部からいろいろ見られるということについては、その氏名が明らかになるということについて、その方を選任するかどうかは当該団体で御判断いただくことではないかということで、このようにしております。また、それが問題かどうかを国民の側では、それを見ることによっていろんな判断、それから評価ができるということかと思っております。

【上田委員長】 今の牧之内委員の御質問は、このなお書きの中で一文でまとめたからちょっとわかりにくいという御趣旨ですか。

【牧之内委員】 いや、法の趣旨を書いたことはわかるんですが、氏名が「明らかになります」と。氏名が明らかになるんだから注意した方がいいよという意味ですか。要するに、この後ろの2行をあえて触れておられるのがちょっと。

【上田委員長】 わざわざあえて書いた趣旨はどういうことかと。

【牧之内委員】 あえて書いたというよりも、これが要するに、氏名が明らかになるんだから用心しないとイケませんよという意味ですかね。

【上田委員長】 参事官、どうぞ。

【松崎参事官】 やはり前回のときに、業務制限に該当しないということだけだと、その点についてはあたかも委員会として全くフリーハンドで、出納責任者が監査人になることについてお墨つきを与えるかのような印象を持たれない。そうすると、その点についてやはり選任するに当たって、政治団体の方で留意していただく必要があるということについて事実を述べるとすると、こういった事柄になるのではないかとということで、このなお書きを付記しております。

【上田委員長】 牧之内委員。

【牧之内委員】 なお書き自身を問題にしているんじゃないんです。なお書きの中の後ろの2行を問題にしているんです。あえてこれを入れられたということが。端的に言えば、ただし、この業務制限は何々を確保するために設けられていることに留意すべきですとか

ということで、普通ならば済む話ですよ。ただしそういう表現を使うと非常に強過ぎるということで、さらにやんわりするために何かないかということで入れられたんじゃないかと思うんですけども、何か変なことをしていると氏名が明らかになるからあれですよと、この内容はちょっとこの委員会としての回答として。

【谷口委員】 これは多分私の意見も反映されているんです。

【牧之内委員】 そうなんですか。

【谷口委員】 おそらく事務局としては、注意しなさいよという趣旨であるとは言えないと思うんですが、私としてはやはりこれは、注意しなさいよと読める文章を何か考えてくれと。その結果、事務局の方が工夫してくださったことだろうと思います。

ですから、少なくとも私の解釈としては、これは氏名が国会議員の関連団体の政治監査を行う人と出納責任者が同一であるというのは、明らかに問題だと報道され得るよというニュアンスをなるべく強くにじませてほしいなど、そこを酌んでくださったんだろうと思います。

【上田委員長】 参事官。

【松崎参事官】 ですから、その「設けられており」以下の氏名が明らかになるということについて、牧之内委員は、外部性を確保するために設けられているということをやんわりさせるというお話でしたけれども、やはりもう少しさらに、実際その名前が明らかになるという事実、それを示すことによって、政治団体の側への注意喚起というものは強まるのかなと。

【上田委員長】 牧之内委員、どうぞ。

【牧之内委員】 ただ、監査報告書において氏名が明らかになるというのは、それは言わずもがなのことではないのかなと。要するに問題になるのは、報道関係において同一人がやっているというので問題になり得るんだから、そこは注意した方がいいんじゃないですかということだろうと思うんです、こちらから言ってやることは。

【上田委員長】 おっしゃることはよくわかるんですけど、表現がこれで当方の委員からの気持ちが正確に伝わるかどうか。

【牧之内委員】 そうですね。

【上田委員長】 そうですね。

【牧之内委員】 谷口委員は、外部性を確保するという法の趣旨にかんがみて行動すべきだというようなことだけではちょっとまずくて。

【谷口委員】 むしろ前回の案の方がそれに近かったんだろうと思いますが、そのときも私は、やはりこれは法律上はそうなるけれども、実際問題としては問題であるからという意見を申し上げたことがあるんです。

【牧之内委員】 私もこのなお書きのようなことを書くことについては賛成なんですけど、もうちょっと単純でいいんじゃないかなと思っただけなんです。

【谷口委員】 「設けられています」で趣旨としては尽きるわけですが、質問者がそれを読んで、望ましくないと考えているということを酌んでもらえるかどうかですよね。ですからむしろ私としては、この後段部分はさらに露骨にするために加えたもので、むしろあいまいにするためにつけていただいたことではないという意図だろうと思います。

【牧之内委員】 したんじゃないんですか。それはちょっと私はそう理解しなかった。「設けられている」でとめたら、そこでおしまいなんですけれども、設けられているということに留意すべきだとか注意すべきだということ締めれば、こちらは注意喚起をしているということになるんじゃないかと思っただけなんです。

ただ、それについては少し事務局の方が、あるいは抵抗があるのかもしれない。

【松崎参事官】 よろしいですか。

【上田委員長】 はい、参事官。

【松崎参事官】 確かに留意すべき、注意すべきということになると、じゃ、具体的にどうすべきかというところまで問われることになりますので、そうではなく、氏名が明らかになるという事実を示すことによって、そこは相手に考えていただくということでこの表現の方がよろしいかと思っております。

【上田委員長】 ほかの委員の方はどうですか。小見山委員はいかがですか。

【小見山委員】 小見山でございます。今考えておりましたのは、委員会というのは一つの方針として、監査を行われる方たちに我々の意見を述べる場所なので、事務局側のお考えもよくわかるんですが、実際に法律が違ふところのいわゆる出納責任者と、それから監査人ということでございますが、やっぱり第三者から見たら非常にげげに思われるということはあるわけですし、委員会として明言するわけじゃないんですが、こういうことになると非常に混乱を来すとか、いろいろと疑念を抱かれることがあるんだということを明確に言ってしまうとまずいかなと、ちょっとそれを今思いまして、考えていたところでございます。

【池田委員】 まずくはないんでしょう。まずいんですか。

【小見山委員】 法律上まずくないです。

【池田委員】 ちょっと読みづらいところがありますね。

【牧之内委員】 そうですね。

【上田委員長】 牧之内委員、どうぞ。

【牧之内委員】 その該当しませんということで、法律上の見解、解釈ははっきりさせているんだから、あとは蛇足みたいなもので、注意喚起なんですよ。そこは少し委員会の姿勢が出てもいいんじゃないか。

【池田委員】 そうですね。

【上田委員長】 そうすると牧之内委員の今の御発言だと、これはこれでいいということですか。

【牧之内委員】 なお書きをつけることはもちろんいいんです。ただし、この表現だと私は逆に何か言いよどんで、言い方がなくてこんな表現になったのかなと思ってしまったんです。谷口委員はもっと強調するためにおっしゃったんですが、ちょっと私はそう理解できなかったものですから、それならばもっと端的に表現した方がいいんじゃないでしょうかということ。だからこの原案のままで、いや、その姿勢が十分出ているよということであればこだわりません。

【池田委員】 何か持って回ったような表現ですから。もう少しストレートに言ってもいいんじゃないかと思います。そういう議論をして初めて、ああ、そうなのかと思うけれども、さらっと読めないんですね。だからあえてそうしたのかということでしょう。だからその意図がどこにあるかということ。

【上田委員長】 ふだん役所からの文書に慣れている人は気がつくけど、そうではない普通の人は、その真意に気がついてくれるかどうかということは問題としてありますね。

【上田委員長】 小見山委員、どうぞ。

【小見山委員】 谷口先生は、やはりこの下の部分について、もう少し強く言ってもいいのではないかという御意見ですか。

【谷口委員】 はい、そうです。この文章自体を拝見したのは今日が初めてなんですけど、趣旨としては。本来であればこれは法律の不備であって、法改正を建議すべき事項だろうと思うんです、細かいことですが。ただ、ここのQ&Aのところ、これは法律の不備ですと言うわけにはいかないけれども、なるべく実際問題として、こういうことはやってくれるなというニュアンスが強く伝わるような文章の方がよいのではないかと申し上げ

ているところです。

【上田委員長】 もうちょっと強くするなら、これは私の今考えた試案ですけれども、「この業務制限は、政治資金監査における外部性を確保するために設けられており」というのを抜いちゃって、「なお、政治資金監査を行った登録政治資金監査人の氏名は政治資金監査報告書において明らかになります」と、いきなりこうやった方が、印象としては強くなります。

【牧之内委員】 だから2つのことが書いてあるんです。

【上田委員長】 2つ書いてある。

【牧之内委員】 「であり」というのと後ろは全然無関係なことなんです。

【上田委員長】 だからいきなりそれを変えれば、もうちょっと読む人にとって。

【牧之内委員】 ただ、この後ろだけ出ると、何かおどしたのかと。

【谷口委員】 私は「なお」じゃなくて「ただし」にすべきだと思います。

【上田委員長】 牧之内委員、どうぞ。

【牧之内委員】 事務局も困っているようですからあれですけれども、今の谷口委員の意見に私は賛成します。なお書きをやめて「ただし」にして、「政治資金監査を行った」というところから始める、委員長の案に賛成します。

【上田委員長】 だから前段の「この業務制限は」から「設けられており」までを抜いちゃって。

【牧之内委員】 「ただし」で始める。

【上田委員長】 出だしを「ただし」にして、「ただし、政治資金監査を行った登録政治資金監査人の氏名は政治資金監査報告書において明らかになります」、こうした方が、もうちょっと気持ちがストレートじゃないか。

【金谷事務局長】 ちょっとよろしいでしょうか。

【上田委員長】 事務局長、どうぞ。

【金谷事務局長】 今のお話は結局法律の立て方と、それからやはり出納責任者の置かれている立場、もう皆さん御案内のとおり別の制度ではあるけれども、その関係において極めて近い状況にあると。ただ、今の法律の整理そのものがかなり業務制限というのが、例えばAとBと2つの国会議員関係政治団体がありまして、Aの国会議員関係政治団体の会計責任者がBの国会議員関係政治団体の会計監査をしようと思ったら、これはできますと。いわゆる当該国会議員関係政治団体における関係者だけを、代表者でありますとか、

役職員でありますとか、会計責任者とか、そういうところだけにかなり限定して、あと、その配偶者というのがあります。

いずれにしても、当該国会議員関係政治団体の関係者という、その部分に法的にはかなり限定して、これはいい、悪いというのはまさにさっきの谷口委員のお話の部分にもかかわってくるんですけれども、そういった観点。それからこれはちょっと整理が違うのかもしれないけれども、例えば連座制の関係なんかにおきますと、いわゆるこれも当然選挙ですから個人との関係になりますけど、候補者本人との距離感によって書いているといった整理でも、かなり仕組みの部分が違っているというのが大前提だろうと思います。

この出納責任者に限って言った場合に、結局当該団体を超えての当該候補者との距離感というのを、いろいろほかのものについても整理する部分が出てくる。例えば、じゃ、今配偶者はだめだけど子供はどうだとか、あるいはさっきの別の国会議員関係政治団体における会計責任者がこちらの監査をできるかという、その国会議員候補者との距離感の部分、ほかのものについてもいろいろ整理をしないと、なかなかこれがストレートに、不適當だなどというのはちょっと表現的には厳しいのかなということで、一応法律に書いてある事実の部分で極力委員会の御意見を反映した形で整理しようということで、今整理した形としているものです。

ですから、逆に言えばその部分の法的評価をまず前提とした上で、かつほかのところとの距離感をもう少し整理しないと、ちょっとこの部分は我々として不適當ですよという、委員会との見解として出してくるのが少し難しいのかなということで、一応事実として整理させていただいたということです。

ですから、「ただし」にすると、その部分が前と後ろが同じということよりも、これに対する評価そのものとして、ちょっとストレートに出過ぎるかなと危惧するというのでございまして、でき得れば、「なお」の方が適當かなということなんです。

【上田委員長】 「なお」で。

牧之内委員、どうぞ。

【牧之内委員】 これは急ぐんですか。

【金谷事務局長】 いや。

【牧之内委員】 後で事務局と委員長の方で相談して決めていただければと思いますが、不適當というような言葉はもちろん使っていないわけですよ。ただ、読んだ人が文意がわからないんです、「なお」と入っていると、前段と後段の方が。やはりそこは後ろの方は

どういう趣旨だということがわかるような表現にすべきだし、誤解の生じないように不適當とか不適切とか、そういう言葉は使わないでということ。

ここの「なお」以下に今2つのことが書いてありますから。前段は大きくとらえた話ですよ。法の趣旨はこうなんだよということ、委員会がもう一回確認している。後段の方は、あんだ、そうなってもいいのといっておどしをかけているような感じが。それはどちらがいいのか、ちょっとまた御検討いただければと思います。

【上田委員長】 事務局長。

【金谷事務局長】 じゃ、その部分と、それから場合によってはある意味で委員会としての見解を申し上げるというのが、オーケーですよという形では難しいということがあれば、単純に法的評価ということで、例えば選挙部からの回答ということも含めて、少し御相談させていただければと思います。どうしても法的評価だけの回答先を、こちらではなくて、もう選挙部からしてもらおうということも含めてちょっとどこまで整理できるか、委員長とよく相談させていただきたいと思います。

【上田委員長】 池田委員、どうぞ。

【池田委員】 もともとこの出納責任者が好ましくないということですよ。そういう方向をずばつと言うわけにいかんわけですか。法律がそうだとしても。

【松崎参事官】 やはり法律で業務制限に当たるか当たらないかは、まさにここに書いてありますように当たっていないので、法的に白か黒かと言われれば白。ただ、今ここでも御議論いただいているように、しかしやっぱり避けた方がいいんじゃないかというものの、それが仮にグレーだとすると、そのグレーの外縁が我々もちょっと判然としないところがありますので、そういうところを強く打ち出す場合に、どれなら警告を発しなきゃいけないのかというものの線引きが、極めて難しいなということもございまして、現時点では今ここにありますような、なお書きで、注意喚起をするところにとどめざるを得ないのかなというところがございます。

【上田委員長】 池田委員。

【池田委員】 じゃ、「なお」のところを「が」に直したらどうなりますか。「業務制限に該当しませんが、この業務制限は」と入れていったらどうなりますか。

【上田委員長】 文章を続けるということですか。前後を一文にしちゃうという話ですか。

【池田委員】 ええ、一文にします。

【上田委員長】 一文にすると。

【池田委員】 この業務制限というところをずっと外して、下から2行目の「業務制限に該当しません、政治資金監査を行った登録政治資金監査人の氏名は」云々というところ。

【上田委員長】 それも一つの案ではありますけど。

【池田委員】 ちょっときついですか。

【上田委員長】 質問に対して端的に答えたような、しかも強い意思で答えたような気持ちになりますけど。この質問を組み合わせると。

【牧之内委員】 かえって後ろの方が強調されますか。

【上田委員長】 強調されちゃいます。ですからまずいよという気持ちが出ちゃうんですね。

【牧之内委員】 その方がちょっと強くなるような気がします。

【上田委員長】 「なお」か。

【牧之内委員】 ちょっとすいません。今委員会じゃなくて政治資金課という話がありましたけど、これは振り分けは自由にできると。

【金谷事務局長】 いや、ですから法的な見解だけを回答してもらおうという方法もありかなと。向こうに聞いたらストレートに。

【牧之内委員】 だけど法的な見解はもう出しているわけです、該当しませんということで。あとは委員会として、ただし逆に、それでお墨つきを与えちゃって、委員会がいいと言ったじゃないかということでやったら、この人がかえって不利益な立場になるわけです。もし仮にやるとすればです。だからそこは、これは法の趣旨はこういうことだからちゃんと考えた方がいいですよと。普通にやりとりしたらそういうやりとりになるじゃないですか、人から聞かれたときに。そのことを出しましょうやということですから。

【金谷事務局長】 わかりました。じゃ、最後の表現はちょっと委員長と調整します。

【上田委員長】 今の牧之内委員の趣旨は、おやめになったらいかがですかという気持ちが入っている。

【牧之内委員】 そうそう。

【上田委員長】 そういうことですね。

【谷口委員】 私の趣旨はもう申し上げたとおりですので、あとは委員長と事務局の調整に御一任いたします。

【上田委員長】 じゃ、ちょっと後でまたもう一回事務局と打ち合わせして、修文できるものは修文したいと思います。

ほかの点については何か御意見ございますか。

【小見山委員】 ちょっと1つだけ確認なんです。

【上田委員長】 小見山委員、どうぞ。

【小見山委員】 65番のところで、振込明細書と領収書の日付が違う場合ということ想定されているんですが、これは実際にこういう質問があったんですか。

【松崎参事官】 はい。これはこのような質問がございました。

【小見山委員】 銀行から振り込まれた日付と領収書の日付が違うという意味がちょっとよくわからないので、この設問自体がよく読んでみますと、一般的なのかなと思ひまして。

【松崎参事官】 例えば銀行の営業の時間で、例えば金曜日の夕方に振り込んで、入金される日付は翌営業日とかいうことにはならないですか。

【小見山委員】 ありえますね。

【松崎参事官】 実質の振り込みの日付は、本来その振込明細書が出た日じゃなくて、銀行の営業日の翌週の月曜日となるのか、そこはちょっと私どもも判然としないんですが、どうもそういうことかなと思って考えておりました、また政治団体の方々は最近、振り込みであってもやっぱり領収書をとにかく今回のことで備えたいということで、いろいろ領収書をとる努力を相当されているようで、そういう中からこういうふうに、振り込みのものについても領収書をとるというケースが出ているようです。

【小見山委員】 銀行のATMでやると、おそらく振り込みの明細の日付は同日になると思うんですが、今ちょっと思いましたのは、これはこういう方たちが親しんでいるかどうか分かりませんが、ホームバンキングってありますね。ホームバンキングでやると結構日付がずれることはあり得るかもしれません、支払い日と入金日が。それは結構珍しいケースなので、振り込みの明細日と領収日というのは違っているときが実務的にあるのかなと、今ちょっとそう思ひまして質問させていただきました。

【松崎参事官】 質問自体は監査人の方から実際来ていますので、やはり政治団体から相談されてか、実際御覧になってかだと思ひます。

【小見山委員】 わかりました。じゃ、これはこのままで結構だと思います。

【上田委員長】 例えば、今の時間は3時過ぎですね。今銀行に行ってATMで振り込

むと。

【小見山委員】 A T Mは今銀行によって振り込みの時間が5時までできるところとか。

【上田委員長】 あります。で、入金はまだ今度向こうの日がずれることがあります。

【小見山委員】 ずれることがあります。

【上田委員長】 そうすると、支払い先の方では入金日で来るかも。

【小見山委員】 そうです。それもあります。

【上田委員長】 あり得ることはあり得る。

【小見山委員】 あり得ますね。よくわかりました。それであれば、それはそういう形でやってください。これで結構だと思います。

【上田委員長】 ほかに。よろしゅうございますか。

次に、委員限り資料A及びBにつきまして、説明を事務局にお願いします。

【松崎参事官】 はい。それでは別の委員限り資料の方を御覧いただきたいと思います。収支報告書提出後の訂正につきまして、前にも一度御議論いただいたことですが、ここで整理をして見解としてまとめたものでございます。

委員限り資料Aを御覧いただきたいと思います。収支報告書提出後の訂正における問題の所在と書いておりますが、正式に監査制度が導入されましたので、国会議員関係政治団体は、すべての支出について監査を受けて、監査報告書を収支報告書とあわせて提出するとなっております。

一方で、収支報告書提出後、政治団体が訂正を申し出ることにつきましては、政治資金規正法上、特段の定めがございません。そこで現在は、総務省及び各都道府県選挙管理委員会の判断で運用上認める取り扱いとされております。そうなりますと、国会議員関係政治団体について、監査を受けた後にその収支報告書を訂正するというケースが想定されるわけですが、それについて問題点があるのではないかということでございます。

(1) 政治資金監査の不徹底としております。収支報告書を提出した後に、政治団体の申出のみで収支報告書の支出について訂正が行われるとしますと、登録政治資金監査人は、訂正前はすべての支出を見ていたということですが、訂正に係る分の支出を見ていない、確認していないということになりますので、そういった支出が収支報告書に記載されるということになりますと、それでそれ自体が国民の目から見てはっきり判然としないということでは、やはり監査の不徹底ということになるのではないか。

それからもう一つは、政治資金監査報告書につきましては、収支報告書とあわせて提出

をされるわけですので、その提出の時点での収支報告書についてきちんと見たんだということですが、収支報告書の方がそれ以降訂正されるということになりますと、公表されている収支報告書と監査報告書とについて、1対1の対応関係が失われてしまって、対応関係にそごが生じかねないのではないかということでございます。

そういった問題点を踏まえまして、では収支報告書が提出された後の訂正について、法律上の規定はないわけでございますが、どのように考えるべきかということですが、ただいま申し上げましたような問題意識を踏まえまして、支出に係る訂正がある場合には、その訂正内容について国会議員関係政治団体は、登録政治資金監査人による確認を受けて、確認を受けたことを証する書面を、訂正の申し出先である総務省又は都道府県選挙管理委員会に提出することが適当である。

事前に委員の皆様方に御説明したときのペーパーでは、この確認を受けることが適当であるというところまで書いてありまして、確認を受けた後、それで書面を報告するということが第2段のところまで書いてあったんですが、その確認を受けたことを証する書面を総務省とか選管に提出するという部分の記述がございませんでしたので、そこを1つ目の段落のところ明らかにしております。そこが事前に御説明した資料と変わっておりますので、その点、御留意いただきたいと思っております。

それで第2段落として、登録政治資金監査人においては、この確認は、政治資金監査と同様の方法により実施することとし、結果については別紙の訂正内容確認報告書によって、国会議員関係政治団体に対して報告する。監査人の立場からするとこのようになります。

それで国会議員関係政治団体から提出された訂正内容確認報告書については、監査報告書に準ずるものとして、収支報告書とあわせて閲覧に供することが適当である。したがって、そのような運用の統一を総務省選挙部において図っていただきたいというようにまとめております。

それで次のページが訂正内容確認報告書ということでございます。まず日付でございますが、※1としておりますが、この日付は監査報告書の方と同様に、監査人の方が自らの責任において訂正内容の確認が終了したと判断した日を記載していただくと。それからあと名、監査人のお名前、登録番号、研修修了年月日、ここは監査報告書と同様でございます。

それでここでは下記の訂正内容について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて、支出の状況が表示されていること

を確認したということで、訂正箇所、訂正前、訂正後といった内容を書いていただくというところでございます。

実際の監査の時点と違いますのは、収支報告書が既に提出されていますので、収支報告書の原本は政治団体の手元にはありません。当然、複写したもの、提出したものと同様のものがあるとは思いますが、会計帳簿と領収書と収支報告書の3つを見るという監査とは、若干収支報告書の原本がないという点が異なりますので、会計帳簿、それから訂正に係る支出の領収書、それからまさにこの訂正の前と後ということで訂正事項。実務としては提出した収支報告書の写しを持っていると思いますので、まさにその写しの訂正を添付してもらえば、一番わかりやすいのではないかと考えております。これが資料Aでございます。

これとあわせまして、資料Bもこの参考までに御覧いただきたいと思いますが、「収支報告書の訂正手続きの現状について」ということで、1のところは先ほどと同様に、訂正について法律上特段の定めがないので、運用上行われていると。

その訂正手続きの現状を見てみますと、総務省及び都道府県選管で訂正手続きが異なっておりまして、必ずしも統一されていない。また収支報告書の提出期限は現在3月末、国会議員関係政治団体については5月末となるわけですが、その提出期限からさらに要旨公表、これがそれから6カ月後になっておりますが、その要旨公表までの間に数字が確定する時点ですとか、いろんな時点をとらまえて、取り扱いが変わっているというのが現状でございます。

例えば網かけのところが総務省における取り扱いとなっておりますが、この表を見ていただきますと、収支報告書の見直し修正のみ可というところですが、総務省の場合は提出期限後から見直し修正のみ認めていると。提出期限の前であれば、差替えも認めているのが現状だということでございます。提出の期限を越えますと、その収支報告書の中身を入れかえるということではなくて、あくまでも見直しでやっているということでございます。ですから見直し修正・差替え修正両方可というところに提出期限前は網かけがありまして、総務省も提出期限前であれば見直し修正もオーケーですし、差替えも認めているというものでございます。

なお、見直し修正・差替え修正両方不可という団体が、提出期限前1団体とありますが、これは提出された収支報告書自体はさわらずに、その後ろに訂正内容を記した書面をどんどん追加していくという運用を行っている団体があるということでございます。ですからその数字の訂正自体は認めているということでございます。

現状は以上でございます。

【上田委員長】 この件につきまして、御意見、御質問がございましたら、どうぞ御発
言ください。

谷口委員。

【谷口委員】 1つ教えていただきたいんですが、この訂正の結果、本来であれば監査
報告書の監査の結果の文面に係る部分も修正すべきこと、例えばこの領収書はもともとは
対応しているように見えたんだけど、実は別の団体からの支出のものであって、この
支出に対する領収書はないという訂正があった場合だと、本来は監査報告書の場合でも、
これこれの支出の部分については領収書がありませんでしたと書かなくちゃいけないわけ
ですよ。その修正というのは、訂正箇所は訂正前、ここに記入されるわけではないので
すよね。

【上田委員長】 参事官、どうぞ。

【松崎参事官】 今の御指摘については、ちょっとそこまで踏み込んだ検討に至ってお
りませんので、そこはもう少し検討させていただければと思っております。

【小見山委員】 小見山です。ちょっとお聞きしたいんですが、このオリジナル、一番
最初に提出する書類、収支報告書は、政治団体が持ってきますと、控えに収受印ももらえ
るんですか。

【上田委員長】 収支公開室長、どうぞ。

【杉原収支公開室長】 原本は都道府県選管で受け付けることになっておりますけれど
も、控えに押印して返すという規定などは特段ございません。

【小見山委員】 なぜかといいますと、2ページ目の※2に、当初提出した日付を確認
しなさいと書いてあるんですが、どのように確認するのか。例えば我々は、いろんな提出
物の控えには判こを押していただく。その控えを持っている方に、いつ提出したのと言
うと、そこに控えの収受印がありまして、例えば5月18日と書いてありますので、それで
日付を確認できるんですが、口頭で確認するだけでよろしいんですか。

【杉原収支公開室長】 取扱いとしては、原本には都道府県選管の受付印が押されてお
り、そこに日付が入っています。それを確認すれば、いつ出したかというのは確認できる
形になっています。

【小見山委員】 でもそれは選管にあるだけであって、政治団体にはないですよ。

【杉原収支公開室長】 そうですね。

【上田委員長】 参事官、どうぞ。

【松崎参事官】 私どもでこの案を考えましたときには、やはり政治団体の方に確認していただくことによって、この日付を入れていただくかと思っておりました。今、小見山先生がおっしゃいますのは、ただそこが記憶が不分明とかいうことでの御懸念。ここが間違う可能性があるという御指摘ですね。

【小見山委員】 そうですね。これは日付を政治資金監査人が自分で書かなきゃいけませんから。

【上田委員長】 小見山先生が多分イメージされているのは、法人税の確定申告書とか、有価証券報告書の控えの方に受理印をもらえるということ。

【小見山委員】 そうです。

【上田委員長】 だから手元の方で確認できるという趣旨ですね。参事官。

【松崎参事官】 ここの日付がどうしても不可欠なものを含めて、ちょっと検討させていただきたいと思います。特定できれば問題ございませんので、団体名だけで十分特定し得るものかと思えます。ただその際に、さらに訂正の訂正とかいろいろ出てきたときにどうなるか。ただその場合でも、団体名だけで十分その訂正については、この報告書が何枚か連なっていけばそれで確認ができますので、団体名だけでもよいような感じがします。そこでちょっと再検討させていただければと思います。

【小見山委員】 もう一つよろしいですか。

【上田委員長】 小見山委員、どうぞ。

【小見山委員】 すいません、続けて。こちらで今御説明をお聞きしまして、この収支報告書の訂正につきまして、その確認を受けたことを証する書面を提出することになっておりますが、この書面は修正されたものと同時に公に公表されるのでしょうか。いわゆる2ページ目に訂正内容確認報告書というのがございますが、これも公に公表されるのか。

【上田委員長】 参事官、どうぞ。

【松崎参事官】 これを監査報告書と同様に閲覧に供することによって、その訂正内容についてきちっと登録政治資金監査人の方が見たということが、外部の第三者の方がわかるということになりますので、これを閲覧に供していただければと考えております。

【上田委員長】 ほかに何かございますでしょうか。

【牧之内委員】 ちょっとすいません。

【上田委員長】 はい、牧之内委員。

【牧之内委員】 すいません、基本的なこと。ここに書いてある見解に異議を申し立てるわけじゃないんですが、これはこういうようなことを今日、委員会で確認もしましたとなると、「周知し、訂正手続きの運用の統一を図りたい」という文章になっていますよね。これを委員会が政治資金課なりに出す、こういう文章になるんですか。

【上田委員長】 参事官、どうぞ。

【松崎参事官】 現時点におきましては、まだなお委員限りの資料ということで、今からアクションを起こすということではございませんが、また時期を見て、これを公表するような形にしたときには、やはりこの内容で表に出しまして、訂正という手続について、きちっと統一した方がいいということも委員会としても明らかにして、選挙部の方の次のアクションを促すということを考えております。

【上田委員長】 牧之内委員。

【牧之内委員】 訂正そのものが法律上のものではないわけですので、最初の監査を受けた報告書の提出があった後まで待った方がいいんじゃないかと思しますので、ちょっと念のために。

【上田委員長】 参事官。

【松崎参事官】 これについて、御指摘のように、政治資金監査が始まる前から訂正かということにもなりかねませんので、どういうタイミングで出すかはまた、委員会の方にお諮りした上で決めていきたいと考えております。

【上田委員長】 ほかに何かございますでしょうか。

では先ほどの谷口委員の御指摘の点と、小見山委員の御指摘の日付をどうするかは、また事務局の方で検討していただくということ。

【松崎参事官】 はい。

【上田委員長】 次に、第4の議題の「登録政治資金監査人の登録者数について」、説明を事務局にお願いします。

【松崎参事官】 それでは資料4の登録者数の表を御覧いただきたいと思います。左の方、これは登録された監査人の方の事務所の所在地別で数字を整理しております。また、3士業別ということになっております。9月4日までの登録者数で2,987人の方。弁護士の方が209、公認会計士の方が560、税理士の方が2,218と、このようになっています。

なお、都道府県別で見ますと、32の島根県、それから39の高知県が2名ということ

で、少ない感じがいたしますが、監査をするに当たって、この事務所の所在地の要件というのは特段ございませんので、政治資金監査を行うに当たっての運用上の問題にはならないところではございますが、政治団体側から依頼するのに、近くにあった方がいいということが考えられるかもしれませんが、なおこういう状態でございます。

以上でございます。

【上田委員長】 御質問、御意見ございましたら、どうぞ御発言ください。

では次に、議題の第5、「政治資金監査に関する研修について」、説明を事務局にお願いします。

【松崎参事官】 それではまず、資料5「政治資金監査に関する研修の実施状況」ということでございます。今年度、4月から7月末までで21回の研修を行ってまいりました。それで1,679人の方に受講していただいたということでございます。平成20年度、昨年12月から3月までが816人の方、合わせまして2,495人の方が修了済みということになっております。

なお、先ほどの資料4で見えていただきましたように、登録の方はもうほぼ3,000という数字になっておりますので、なお500名程度の方には研修を行っていかねばいけないということとなっております、続きまして、資料6の方を御覧いただきたいと思います。

10月以降の研修につきまして、前回の委員会で10月に4回開催するということを御決定いただきましたが、11月分につきましてここにごございますように、広島、福岡、名古屋、この3カ所で開催をしたいと考えております。

それで1枚おめくりいただきますと、今年の4月から全体の研修の計画というか、実施のものになっておりますが、10月15日に改めてスタートしまして、7回予定をいたしております。なお、さらにこの後の研修につきましては、今後の登録の状況とかを見ながら開催の準備を進めていきたいと思っております。

なお、やはり12月にも東京での開催が必要ではないかと考えております。現在のところ、10月に15、16と総務省において開催する予定としておりますが、既に15日の開催は定員に達しておりまして、16日の方はなお若干余裕がありますが、そういう状況でございますので、12月、いよいよ監査の直前ということにはなるわけですが、そこでも研修を行うべく準備を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

【上田委員長】 御質問、あるいは御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。
研修を受けた方が全くいないという都道府県はないんですか。

【松崎参事官】 研修修了者がいない県はございません。一応島根の2名、高知の2名の方が、それぞれ受講済みになっております。

【上田委員長】 ありがとうございます。本日の議題は以上でございますが、今後の委員会の進行等について、事務局から何かありますか。参事官、どうぞ。

【松崎参事官】 先ほど御指摘いただいたことにつきましては、さらに検討を進めてまいりたいと考えております。そして、あと出納責任者につきましては、委員長と御相談をさせていただきたいと思っております。

【上田委員長】 そのほか事務局からありましたらお願いします。

【松崎参事官】 それでは本日の委員会の審議状況につきましては、後刻総務省の方におきまして、事務局長から記者会見で説明をいたしたいと考えております。公表資料につきましても、その場で配布する予定でございます。

また、本日の議事要旨につきましては、いただいております御連絡先に、明日の夕方ごろに確認の御連絡をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

【上田委員長】 それでは以上をもちまして、本日の政治資金適正化委員会を終了したいと思います。

次回の委員会の開催等につきまして、事務局に説明をお願いします。

【松崎参事官】 次回の委員会についてでございますが、日程調整をさせていただきました結果、10月20日火曜日の午後に開催させていただきたいと存じます。

【上田委員長】 ありがとうございます。

本日は、長時間にわたり熱心に御審議いただき、ありがとうございました。